

2019年5月

銀行に対し申入れを行いました。 申入れ終了

(本文)

消費生活ネットワーク新潟は、新潟県内の銀行に対し、カードローン規定の以下の条項について、消費者契約法第10条に反することを理由に削除を求めました。

① 借主の相続開始を期限の利益喪失事由とする条項

その後、協議を経て、銀行より、当該条項を削除するとの回答が得られたことから、消費生活ネットワーク新潟は、おって変更後の規定を確認した上で本件申入れ活動を終了することとしました。